

大橋訥庵逮捕一件

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 徳田, 武 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5227

大橋訥庵逮捕一件

徳田 武

一 訥庵父子の逮捕

文久二年(一八六二)一月十二日の真夜中十二時頃、隅田川畔、小梅村の大橋訥庵とらあんの住居に書翰が届けられた。訥庵は、名は正順まさより、字は周道、通称は順蔵といい、時に四十七歳、五年前の安政四年に刊行された『關邪小言』へきじょうしょうげんが洋学や異端の説を論駁した書として評判を呼び、幾多の志士を奮起せしめて、名声の噴々たるものがあつた。

その書翰の筆蹟は、紛れもなく元浜町の佐野屋の番頭玄六のものであつた。佐野屋とは、訥庵の妻まきの実家であり、太物ふところを扱う豪商であつて、下野粟宮あわのみや(栃木県下都賀郡間々田町)の本家を始めとして、江戸や下総しもふさ佐原、上野桐生こうすけ、常陸龍ヶ崎ひたち、奥州福島等に支店を擁して、殷盛を極めていた。

そこで訥庵は、在塾の門人宮田宗九郎を伴つて、佐野屋に赴いた。宗九郎は、伊予小松の一柳兵部少輔の家来である。ところが、訥庵たちが浜町あたりまで来ると、茶屋に与力たちが集まっています、

「ここに夜あけまで待ちあわせ居るよう」

という。

夜があけると、与力たちは、すぐに訥庵を数寄屋橋内の江戸南町奉行所に連れて行った。訥庵は、三斎羽織に袴の出で立ち^①のままである。同じ夜明け、訥庵の養嗣子燾次のもとにも、佐野屋からという書翰が来て、燾次も南町奉行所に連行された。燾次は、この時、二十六歳。河田猶興の四男であったが、十七歳の時、訥庵の長女誠子の婿となるべき含みをもって養子となったのである。初め切堂、後に陶庵と号する。

勿論、佐野屋からの用事、というのは偽りであって、与力が謀計を設けて、佐野屋の番頭玄六を脅迫して偽手紙を書かせ、訥庵父子を召し捕えたのである。

南町奉行所まで付いて行った宗九郎が、訥庵父子の次の間で控えていようとすると、与力が、

「そなたは大橋のお供にて候^{まう}えば、お引き取りなされるべし」

と言う。宗九郎は、

「私儀は師の供に候^{まう}えば、師が引き取るまでは帰り申さず」

と言い張った。与力も少々持て余したようで、

「大橋殿には少々お尋ね筋^{ひま}これあり、隙取り候^{あだ}う間、まずお帰りなされるよう。且つまた、このお役所にお待ちあいおられ候^{まう}う儀は、親類にこれなく候^{まう}いては相ならざる法に候^{まう}う間、ただ今お引き取りなされるよう」

と言う。やむなく宗九郎は、引き帰^{かへ}した。

この日から一応の尋問があつて、後引資料が示すように、十六日、訥庵父子はともに揚屋^{あがりや}入りとなつた。伝馬^{てんま}町の、未決囚を入れる牢屋に入れられたのである。

訥庵の妻まき(卷子)は、突然の事で、涙も出ないほど衝撃を受けたが、歌文の教養の深い女性なので、思いなおして、

中空の霞にしほし曇るとも

春の光の照らでやまめや

すべらぎのみ国を思ふ真心に

天のめぐみの無からましやは

と詠んだ。

また、この十三日、大勢の役人が訥庵の家に来て、家宅搜索を行い、家の内外を看視する者たちの数は、二百人ばかりに及んだ。

家宅搜索は二度に亘って行われ、家財の一切が土蔵に入れられて封印された。その折の役人たちの様子は、いかにも憎らしく、見るに忍びないほどであったが、家族や門人たちは努めて耐えた。

この騒ぎは、すぐに江戸の隅々まで伝えられたので、大橋家に常に親しく出入りしていた人々さえ、公儀を憚って、全く訪れなくなった。そこで巻子は、

浅ましき言ふばかりなし人ごころ

かかる折こそ奥も知らるれ

世の人は音づれ絶えし我が宿に

問ふもうれしき春のうぐひす

と詠んだ。

翌十四日には、松本鎮太郎（二十七歳）も捕縛され、直ちに揚屋入りとなった。岡田真吾は、同日、召喚状を発せられ、宇都宮より二十一日に到着、二十三日に揚屋入りとなった。二人ともに宇都宮城主戸田越前守忠恕の家臣であり、

藩に講じた訥庵の門人であった。

ちなみに、この一件は、川越藩儒保岡嶺南の『嶺南日記』では、一月十七日の条に、

又其前(一月十五日の坂下門外、安藤対馬守襲撃事件)二三日二大橋順蔵被_{らる}囚_{とら}よし也。

とあって、江戸市中では四日後に伝わっている。豊後日田に在った広瀬旭莊の『日間瑣事備忘』文久二年二月六日には、

大橋訥庵父子、獄に下る。訥庵は關邪小言を著はずを以て、名、天下に著はる。或は云ふ、東叡王を挟_はみて水戸の浪士団に入れんことを謀る故なりと。或は云ふ、諸候を勸強して王人に交結せしめんとすと。或は云ふ、竊かに搢紳に交はりて歴降を妨げんことを謀ると。巷説紛々たり。(原漢文)

とあり、一ヶ月足らずで九州にまで伝わっているのである。旭莊は、右の情報を経江門に在った養嗣子青村の書翰によって知ったのである。

訥庵逮捕の事由として、旭莊は、上野寛永寺の輪王寺宮を奉じて水戸の浪士団に迎え入れようとしたこと、戸田忠恕など諸大名に尊王論を説いて公家と結託させようとしたこと、公家と共謀して和宮降嫁を妨害しようとしたこと等を挙げている。後に詳述するが、それらの事由は、当らずといえども遠からず、といってよいものである。

二 逮捕の事由 その一 二宮惺軒への問い合わせ

逮捕された訥庵を取り調べた者は、吟味与力筆頭仲田剛右衛門_②や南町奉行黒川備中守らであった。彼らがどのような事柄を取り調べたかは、訥庵の文久三年六月二十五日付、縣_{あがたのおつく}信緝宛書翰_③に窺うことができる。それには、昨二十四日の訥庵の口書_{くちがき}(供述書)の下書きの概要が挙げられているからである。縣信緝は、通称は勇記、字は敬止、六石と号し、

宇都宮藩士である。訥庵の門人であり、坂下門外の変に関与し、蒲生君平の遺志を継いで山陵修復の事業を行った。この年、四十歳。

事柄の一是、一昨年(1699)の万延元年に、訥庵が高橋多一郎の日記を閲覧することを懇望し、二宮惺軒に頼んで他の人間から借りてもらったことである。高橋多一郎は水戸藩小姓頭取兼奥右筆頭取であり、薩摩藩士と大老井伊直弼を襲撃することを謀議したが、万延元年二月、桜田事変に先だって、息子庄左衛門を従えて大坂に行き、薩摩藩兵の東上を待っていた。桜田の報至るや、幕吏の探索が厳しく、三月二十三日、四天王寺において庄左衛門とともに自刃した、という人物である。弘化元年に隠居謹慎を命ぜられた徳川斉昭のための雪冤運動を記した『遠近橋』は有名である。その日記を読みたがるという事は、文久二年一月十五日に起った坂下門外の変を準備する際に参考にしようと考えたのではないか、という疑いを招くことになる。

もう一つ、訥庵が惺軒に依頼していた事がある。それは、万延元年七月、禁裡御付武家衆大久保大隈守忠良(たによし)が京都から江戸に下ったことがあったが、それはいかなる用件であるのか、勅諭などに関する事でかと、惺軒へ探索してくれるよう頼んだ、ということである。惺軒は、後に掲げるように、幕府御小姓組、水野山城守組、永井勘解由の家来であり、また医師であり、時に三十九歳。奉行所は、惺軒が所有していた訥庵書翰などを惺軒の家から捜し出して、この件を口書(1)に加えたのである。

大久保忠良の下向は、武家伝奏正親町三条実愛公(さねあき)よりの密命を含み、和宮降嫁に関する幕府の誠意を糾す役向きではないかと、当時、やかましく噂されていた。幕府は和宮を人質として江戸に迎えるのではないか、と京都朝廷が疑っていたからである。

訥庵の和宮降嫁政策に対する意見は、文久元年九月一日、孝明天皇の上覧を期して著わした「政権恢復秘策」(2)に述べ

られている。それは、政策は、和宮を人質に取り、朝廷をおびやかすことに拠って、天皇に西洋と通商することの利益を吹き込み、通商の敕許を得ようとするものだ、また、もし敕許が得られない時には、孝明天皇を廢し、和宮を女帝とするか、幼い皇太子（睦仁^{むつひと}。後の明治天皇。当時十歳）を即位させるかによって、幕府の威權をほしのままにし、夷狄と通じて国體を変ぜんとする策略だ、というものである。熱烈な尊王攘夷論者である訥庵にとって、和宮降嫁政策は許せるものではなく、従って大久保忠良の動靜が氣になり、右のような依頼を惺軒にしたのであろう。

右の惺軒に関わる一件は、訥庵自身が「格別之罪になり候程の事ハ無^な之^の歟^かと存^{ぞん}候^ま」というように、有罪のための重大な事由にはさほどならない性質のもの、と考えられるが、それはともかく、惺軒が右の取り調べが済んで釈放されたのが一月二十日の事であった。ということは、『藤岡屋日記』第八十六に収められている「戌ノ正月十六日 封廻状」の記事によって知られる。それには次のようにある。

○戌ノ正月十六日

封廻状

一ツ橋付近習番

山本繁三郎

四十八

一ト通尋之上、揚屋江遣ス

戸田越前守家来

大橋 順蔵

四十七

同断改、揚屋江遣ス

同人弟トウジン

大橋 櫛次

二十六

同

同人家来

松平 銀太郎マツダラ

二十七

同断、揚屋江遣ス

右於三黒川備中守御役宅、御目付浅野一学立合、備中守申ニ渡之。

同二十日

一ツ橋付近習番

山本繁三郎ヤマモト

同断之上出牢、召連人江預ケ返ス

御小姓組、水野山

城守組 永井勘ゲ

由家来、医師

二宮 脛軒マツミ

大橋訥庵速捕一件

同断之上、差返ス

三十九

右於_二黒川備中守御役宅_一、御目付浅野一学立合、備中守申_二渡之_一。

惺軒は、揚り屋へ入れられることもなく、比較的軽い取り調べであった。『藤岡屋日記』とは、外神田の御成道おなりみちで古本屋を営む藤岡屋由蔵によって収集・筆写され、年次を逐って編まれた文書類である。

なお、同書の次の項には、同じく正月十六日の封廻状が掲げられているが、その内に

下谷町二丁目、長

吉店

紙屑買紋次郎他

行二付、代妻

左多

一ト通尋之上、

差返ス

(中略)

右於_二黒川備中守御役宅_一、御目付滝川主膳立合、備中守申_二渡之_一。

正月十七日

と、紙屑商しりくの妻さたが不在中の夫紋次郎に代って取り調べられていることを示す記載がある。これは、訥庵の家などに出入りする紙屑商を通して証拠文書を差し押えようとしたことを語るものであろう。しかし、述べられているように、

証拠となるべき文書は、あらかじめ訥庵夫婦によって処分されており、重要なものは発見されなかったようである。

三 逮捕の事由 その二 頼三樹遺屍収葬／その三 茅根伊予之介墓の件

逮捕の事由の第二は、「先年罪ありて御仕置ニ相成り候ふ頼三樹の墓を建て候ふ事」（県信緝宛書翰）である。

頼山陽の三男三樹八郎、名は醇、字は子春が、安政五年（一八五八）の大獄で捕縛され、翌六年十月七日、三十五歳をもって小塚ヶ原こづかヶはらの刑場の露と消えたことは、有名である。訥庵がその遺屍を収葬したことも有名であるが、その経緯は、戦後刊行された『江木鰐水日記』上（昭和二十九年、東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録』）に詳しく記されている。木崎好尚『頼山陽全伝』下、安政六年では、これを踏まえて書いている節があるが、その記述は簡略であった。以下にこの経緯を詳しく眺めてみることにしよう。

この日、山陽の門人であり、福山藩誠之館教授でもある江木鰐水がくすい（五十歳）は、早朝はやくに起きて藩の江戸上屋敷に赴き、同じく山陽の門人である石川成章（後の関藤藤陰）とともに一人の従者を従えて、神田橋に入り、龍たづなの口を渡り、堀に評定所の影が映るのを見ていると、その門外には下僕が雑沓している。各藩の下僕たちが海老色の着物を着て休んでいるのは、判決がまだ下らないからである。鰐水たちは呉服橋の外の茶店柳屋の二階で休むことにし、下僕に評定所の門外まで走って控えていて、囚人（三樹八郎）が門を出て来たならば、急いで戻って知らせよう命じた。というのも、同藩の武田小藤太が、三樹は重くても追放であろう、軽ければ押込おしこだ、押込と追放の者は呉服橋から出されると、ひそかに含めてくれたからである。四つ過ぎ（午前十時過ぎ）、下僕が走って戻って来て、橋の上から手を振る。鰐水たちが急いで下に降りると、下僕が言う。

「三樹先生は常盤橋の外に出ました。三丁の唐丸駕籠とうまるが飛ぶように行きました。」

そこで、遠島だ、と思って、鰐水たちが急いで走って行くと、駕籠はもう通り過ぎてゐる。さらに追って大伝馬町の牢屋敷まで行くと、大勢の人々が佇ずんで囁きあつてゐる。

三丁の駕籠は大分前に門に入つていて、門内の気配をうかがうが、ひっそりとして影も形も見えない。

石川君と話しあう。

「遠島であれば、また顔を見ることもできよう。しばし柳屋に戻つてみて、藩邸の者が知らせてくれるのを待つことにしよう」

牢屋敷の前の小家に住んでいる町人に尋ねた。

「先ほど三丁の駕籠が走つて来て入牢したのであろう。どのような処置になるのか」

「与力が十手を手にして駕籠の左右を護りながら、走つてやつて来た場合には、すべて斬罪です。(中略) 三丁の駕籠の囚人たちは、もう斬られました」

この言葉に驚いてしまい、頭が真っ白になったが、それでも遠島だと思ふようにした。昨日、遠島の者が三人いると聞いたが、三丁という数と符合するからである。

再び柳屋に戻つて、昼食を取つてゐると、武田小藤太が手紙をくれた。

鷹司殿内 高橋兵部権大夫

—— 押込

青蓮院宮様内 伊丹藏人

山田勘解由 中追放

頼三木三郎

死罪

とある。

驚きあきれ、悲嘆にくれたが、すぐに憤りも湧いてくる。

聞くに、公儀の御法では、死刑に処せられても、屍には罪は及ばず、すべて非人の物となる、親類縁故の者が銭や物でもって屍を非人から買い、これを葬っても、お咎めにはならない、と。

折角の寛大な法典であり、深いお情けであるのに、拙者が非人に何の働きかけもしないとしたら、薄情のようではあるが、拙者も石川君も藩臣である。藩が重いのであり、ひたすら藩を中心とすべきである。万一、藩に迷惑をかけたならば、大不忠となる。獄吏のすぐ近くにおるのに、面会もせず、言葉もかけないのは、このためである。三樹は、今ももう福山藩の手から離れ、公けの法でもって罪は処刑されている。処刑罪は屍には及ばない。屍を葬るのは信義に基く。私たちが先師の万分の情に報いることが悪かろう筈がない。もしも今の時において、全く他人事のように知らぬ顔をしておれば、義を欠くことになろう。しかし、この事は、早く藩邸に帰って、同僚に相談するにこした事はない。

そこで、藩邸に帰り、武田小藤太氏が帰って来るのを待った。武田氏が帰って来ないので、石川藤陰に邸内の処理を託し、私は諸木兵三に同道を頼んで、八丁堀の与力穴戸郷藏しとこうぞうの家に願いに行った。郷藏は言う。

「駄目だ、駄目だ。尋常の罪人を葬るのならば、錢物を出して非人から買えば、できない事はない。町人で豊かな者は、いつもそうやっている。しかし、このような罪人の場合は、その罪が重大で、貴殿が師恩に報いたいという事で葬ろうとするのならば、必ずや自分の俸禄をすべて投げ出すことになる。俸禄をすべて投げ出せば、できるだろう。だが、そうなれば、藩に累を及ぼす事になる。だから、駄目なのだ」

私はこれを聞いて、それ以上頼むこともできず、帰って、これを石川君に告げて、言った。

「小義（埋葬）のために大義（藩への奉公）をそこなう。私らは軽輩で、大義をそこなうのに忍びない。累を藩に及

ぼすようであれば、その罪は大きい」

そこで、埋葬するのは止めようと決心し、本郷丸山の下屋敷に帰った。この夜は雨が少しく降ったが、眠ることができない。

翌日もまた雨が降っている。侘しいことは言葉にならない。考えてみると、身と首級とが泥土に埋まり、盗人たちの骨と一緒にになっているのは、三樹自身が選び取った恥ではある、その父がこの事を知ったならば、憎むことであろうが、骨を収めることができないという無念は、ついにお忘れにならないであろう。

翌八日、石川君が来た。一緒に散歩して、鬱を散じることにする。ああ、悲しい事だ。自分では小義のために大義をそこなうことはできぬ、と思ってみるが、しかし深夜目が覚めた時、昼間独りでおる時には、悲しみ傷む気持が起ってきて、押えることができない。兄復次郎（頼支峰、三十七歳）君は、どう思うことだろうか。幸い、御母堂（頼梨影、安政二年没、五十九歳）は、もう亡くなっておられて、この事を知ることはない。けれども、翁（山陽）や母が在世であれば、三樹君はこのような事にはならなかったであろう。梅田雲浜のために誤まれたのだ。

十二日、朝、黒川兵九郎（浩蔵。鰐水の旧門人。時に訥庵の塾に住んでいた）が来た。午後、高橋主税を伴って、小梅村に大橋順蔵（訥庵）を訪れ、夜に帰った。

十五日、また使いを大橋氏のもとに遣わした。

十八日、大橋氏はとうとう私の望みを成就してくれた。黒川平九郎が大きく援助してくれた。昨日、江戸城の出火という大災があったので、私の望みは達せられないのかと恐れていたのだが。

十九日、午前、黒川生が報告に来た。すぐに石川君のもとに行き、明日、小塚原に行って祀ることにした。また大橋殿にも感謝の挨拶をした。

二十日、早起きし、「子春を祭る文」一篇を撰した。散文であり、直ちに紙を広げて、これを書き、推敲を加えなかつた。当初は、広小路の結城作十郎の家で待ちあわせて、これを撰し、浄書しようと思つていたのである。これを懐中して結城君の家に行き、石川君と会い、東叡山の麓から千住駅前的小塚原に出、回向院の別荘を尋ねた。小寺である。

この内に入ると、堂の後ろに木の墓じるしが建ててあり、「頼三樹墓」と記してある。痛ましい事この上ない。七日に刑せられた飯泉唯明・橋本左内も、ともに墳墓があり、橋本の墓は石垣で囲んであり、大層立派である。鶴飼知信・知明父子、茅根泰の墓もあり、塔婆が立ち並んでいる。すべて拜んでから立ち去つた。

石浜の渡しを渡り、(中略)、大橋殿を訪い、謝辞を述べ、暮に帰つた。大橋殿は言つた。

「取り持ちには、いささかやり方がある。牢獄の鍵を管理する獄吏は五人おる。この五人に縁を付けて頼み込み、この五人の指図によって、別荘の僧に命じて、初めて埋葬することができ。けれども、事は秘密に属するので、洩らしてはならない。五人の獄吏だが、一人一人に頼み込むことはしないで、誰か一人だけに頼み込めば十分だ。五人は、それぞれこれを秘密にしておく。けれども、この事が露頭すれば、獄吏と別荘の僧とが、真つ先に罪を受ける。だから、決して罪を受けないように行ふ。これは内密の事だが、実は公然となつておる」

以上は、鰐水の漢文による日記『江木鰐水日記』を訳したものである。『鰐水日記』の漢文は、推敲が加えられておらず、和臭があつて、読解しにくいものであり、意を迎えて解した所もあるが、三樹遺屍取葬の経緯は、右の如くであつた。

従来は、鰐水が後難を恐れるあまりに取葬を肯わなかつたとか、隠れたとかいう不名誉な噂が伝わつていた。そうではない。鰐水は、三樹が自分の仕えている福山藩の預りになった以上、自分で勝手に行動することはできず、慎重に熟慮した結果、右のように訥庵に託する方法を考え出したのである。

なぜ、鰐水は、訥庵に依託したのであろうか。その事を考える手掛りになる記事が、やはり『鰐水日記』の安政六年二月二十五日の条にある。

十五日、大橋恂三（順蔵の宛て字）を隅田川の東の小梅村に訪れる。小倉庵の東を川に沿って上り、小川の橋を渡ると門になる。富裕な暮しぶり、家屋は大層立派であり、床の間には和砲を並べ連ねている。この人には『關邪小言』という書があり、夷狄を憎むこと讐のようである。それは実に結構な事だが、西洋の銃砲を置いていないのは、毛嫌いも甚だしいと思われる。酒を出して歓待してくれた。この人は経学者であり、今日訪れたのも経書の解釈のためである。けれども、座に訪問者がいて、思うさまに語ることができず、質問しても答えてくれるような機会がない。後日再訪して、その蘊蓄を吐き出させたい。

すなわち、豪商菊地家の婿であった訥庵は、儒者には珍らしく富裕であり、しかも熱烈な攘夷論者である。右に見たように、重罪の三樹の屍を取めるには並々ならぬ費用がかかり、その上に官懲を恐れぬ勇気を要するが、訥庵は資力と勇気を併せ備えており、しかも後述する如く、三樹の心情をよく理解できる人物である。その上、鰐水と訥庵の共通の門人である黒川浩蔵が両者を仲介してくれる。三樹の屍の収葬者として、訥庵こそ打ってつけの人物なのであった。鰐水が訥庵を頼るのも、無理はない。

訥庵も、三樹遺屍収葬が危険な事であることを知らないことは無かった。江戸に在って佐藤一斎のもとで学んでいた楠本碩水がこの事を心配して、再三忠告したことは、

大橋訥庵が頼三樹ノ遺屍ヲ収葬シタトキ、再三忠告シタゾ。訥庵ヨリ漢文ノ答書モアリ、最後ニハ長イ俗文ノ手紙ガ来タゾ。其ノ手紙ハ容易ニ人ニ示サヌゾ。〔過庭余聞〕

という通りである。この事は『碩水先生余稿』（昭和四年八月刊）二・雑記にも、漢文をもって、ほぼ同じように述べ

られているが、こちらには更に「翌日（安政六年己未十月）直チニ往キテ謝ス焉。訥庵大イニ悦ブ」と、俗牘をもらつた翌日、碩水が訥庵を訪問したことを述べている。

碩水の書に答えて、訥庵が所信を表明したものが、「佐佐吉甫に復する書」である。佐佐吉甫は、碩水が一時、佐佐鶴巢の養子となつていたので言う。その内容は、次の通りである。

昨日、御書翰拜受。丁寧な御忠告、貴殿が一事も苟くもしないのが分かります。近ごろ私が三樹の遺屍を収葬しようとするのは、江木鰐水の依頼によるものではありません。私の惻隱の情の為せる技であります。貴殿はたぶん誤つた情報で、江木氏の依頼と思ひ込み、御忠告下さつたのでしよう。お手紙にはまた、三樹は学識が雑駁で浅く、斯道を損ずることはあつても、天下後世を益することはない、どうして名教の助けにならうか、それなのに今、遺屍を収葬するのは、江木氏に欺かれていないのではあるまいか、とあります。そうでしょうか。そもそも三樹は一介の書生であり、その学識が論ずるに足りないことは、私は愚かではあるが、十分に知っております。その行いが名教の助けになると、どうして言えましようか。それなのに私が今この事を図るのには、いささか理由があります。思うに三樹なる者は、一介の書生で論ずるに足りない者ではあるが、頼山陽の子ではありませんか。山陽は、雑駁な儒者で、聖人の学には関わらないが、京都の一時の名家ではありませんか。それなのに三樹の遺屍をして、狐狸が食らい、蠅蚋がたかるにまかせておくのは、ひとり三樹のために忍びないのみならず、山陽のためにも忍びない、と思うのです。とはいふものの、三樹が不軌の乱民であるとすれば、彼が字を知り学を講ずること大塩平八郎のよくな者であっても、私はもとよりその屍を収めようとは思わない。不軌の乱民でないとすれば、乞食や流人の屍であつても、私はすみやかに出資してこれを埋めるでしょう。まして一介の書生にあつては、名家の子にあつては、なおさらの事です。これが私の憐れんで情を動かす所以であります。まして、一日に三人が刑せられて、その二人

は親族によって葬むられているのに、独り三樹だけは、これを収める者がいなく、狐狸に食われておる。これは仁人君子の聞くに忍びない事ではありませんか。いわんや、前日、刑せられた者は、その思想が明確には知られないが、中には夷狄が跋扈し神州が衰弱することを憤って、禁制を犯した者も、きつという事でしょう。聞くに、山陽は慷慨の人で、延元年間に後醍醐帝が吉野に移ったことに言及するごとに、涙を流さない事はなかった、という。

とすれば、三樹が刑網に触れたのも、夷狄の跋扈・神州の衰弱を憤ったからかも知れません。これも私が憐れんで情を動かす理由です。ただし、私は山陽と師弟の關係があるのではなく、三樹と朋友の交りがあるのでありません。だから江木氏にその事を担当させようと思ったのですが、氏は柔弱で、ぐずぐずして実行できません。そこで私が出資して、これを処理せざるを得なかったのです。そういう訳で、私がこの事を図ったのは、名のためでもなく、利を求めたためでもありません。忍びざるの情を晴らしたのに過ぎないのです。だから、最初から私の名を表わすことはせず、ひそかに医生某をして代ってその事に当らしめたのであり、嫌疑に触れ禍いに遭う筈は絶対ありません。私は学問は未熟ではあるが、明哲保身の説を聞くことは久しい。どうしてむやみに禍いに遭い、江木氏に欺むかれることがありますか。どうか御心配なく。ああ、人の意見には、急には合致できないものもあります。貴殿が私のやる事を視ているのに、私がすっぱりと失行を改めないのは、実にやむを得ない点があるからです。ただ、貴殿の言葉は、たぶん誠実な気持から出ているので、感謝せざるを得ません。以上が私の胸中を吐露して動機を説明した理由であります。貴殿が了解して下さいさらば幸甚です。十月、大橋順拜。

訥庵は、三樹が「夷狄ノ跋扈・神州ノ陸沈ヲ憤」っている点に、自分と思想が一致することを見出して、三樹遺屍収葬に助力したのである。鰐水の「柔情逡巡」を嗤笑した訥庵も、「賤名ヲ表襮セス、竊カニ医生某ナル者ヲシテ代リテ其ノ事ニ当ラシム」と、なかなか慎重に事を運んだのであるが、事の性質が異聞として喧伝されやすいものであるだけ

に、幕吏にも聞えて逮捕の口実の一つとされ、碩水の懸念が適中したのであった。この間の事情は、碩水が、「徳川氏ノ末世、昇平ニ慣レ、一異事有レバ、則チ人心危懼シ、浮言百出ス。訥庵ノ嫌疑ニ触ルルハ、蓋シ此ガ為ナラン」〔書「大橋訥庵伝後」〕『碩水先生遺書』六〕と喝破しているのである。

四月初め頃の取調べでは、この一事は、

三樹ノ墓ノ事も奉行所にて与力より申出し候へ共、拙者、其訳を申開き候処、与力も、ソレハ咎ムル程の事にも無レ之、只序ゆへニ尋ルノチャ、と申候位の事ゆへ、恐るるにハ足らぬ事と存じ候。(四月十日付、大橋卷子宛書翰)

と、大して問題にもされないような感触であったのであるが、官憲の側としては訥庵を追い込む口実の一つとして利用することに執着し、六月二十四日まで持つて廻ったのである。そして、後に引くように、『藤岡屋日記』八十六、文久二年閏八月二十七日に掲げられる、この一件の最終的な処分には、回向院の僧見休が、貞吉という者と並んで、「遠島仰せ付けられ候ふ処、押込」という実刑に処せられているから、この三樹遺屍収葬は、立派な有罪理由となつたのである。貞吉は、たぶん屍を処理する非人の名であらう。

逮捕の事由の第三は、「強介が茅根伊豫之助の墓を建て度き趣申し候節、小塚原へ掛合候手続きを教へ遣し候事」(六月二十五日付、県信緝究書簡)である。これは、右の三樹遺屍収葬と相似た事由であるから、ここに併せ述べておこう。茅根伊予之介、名は泰、字は伯陽、号は寒緑は、『水戸烈士伝』上編三に詳伝が備わるが、一橋慶喜の將軍継嗣運動に奔走し、井伊大老の日米条約調印に対する善後策を諸藩の有志と計った廉で、安政六年八月二十七日、死罪に処せられた者である。その仮の墓が回向院の別荘に在ったことは、右の『鰐水日記』に記されていた。強介の事も後述することになるが、児島強介、諱は草臣のことで、茅根伊予之介や訥庵に師事し、坂下門外の変を準備した廉で捕えられ、文久二年六月二十五日に二十六歳をもって獄死した者である。

その強介に対して伊豫之介の墓を立てるための手続きを教えたとは、鰐水に三樹遺屍収葬のための手続きを教えたのと同様な事を、強介に対しても行っていた、という事であろう。しかし、強介に関わる事柄は、後述するように、坂下門外の交に関わる事であるだけに、強介も訥庵も取り調べに対して機密を洩らさず、官憲も事柄の実否を確認しあぐねたようである。

茅根の碑に関する取り調べの模様は、強介の『孤囚日記』(戸田忠剛著『下野烈士伝』下巻(明治三十四年、東洋堂発行)文久二年二月二十二日の条に記されている。それを引いておこう。

廿二日朝、雨。呼出し有^レ之。大橋親子・菊地・岡田・松本・中野・得能・小山・横田・某十人。

至^レ夜暗。此日、黒川侯吟味に曰く、「師弟の間の事にて、茅根の碑を立るは可^レ然事ながら、他は御政事に違背候者にて、死罪に相成候者なり。然るを碑石等建候は書を読み候に似合ぬ事」となり。又曰、「斬姦と云こと、水戸にては申すべき事ながら、爵^{うゝみや}宮にして姦と云ことは、無^レ之」となり。又曰、「天朝などとは入らぬことなり。いつくの果も公方様の仕配受けぬ処はあるまじ」云々。其愚にして、義理を知らざる事如^レ此。

これに拠れば、訥庵も、御政事に違背して死罪になった者の墓碑建立を助けた、という罪を被せられることになろう。

四 逮捕の事由 その四 日光宮擁立運動

逮捕の事由の第四として挙げられているものは、

多賀谷勇、其外の者共が攘夷の勅の海内へ下ル様ニ東叡法王へ御取持を歎願し、それがどふしても叶ハぬ時ハ死力を以て法王を奪ひ、擁して攘夷の大王ニせん、といふ策を申し募りたる時、百方申し諭して、其の説をやメサセた

る事（県信緝宛書簡）

である。この事に關しては、寺田剛が詳述しているから、私は違う角度から述べることにしよう。

多賀屋勇、諱は誠光は、萩藩右田の毛利筑前の陪臣であり、訥庵の門人でもある。彼は、日光宮（輪王寺宮）を奉じて日光もしくは筑波山に抛り、攘夷の先鋒となり、それによって和宮降嫁を妨げよう、という策を立て、姻戚である武州の郷士尾高長七郎弘忠とともに、文久元年十月中旬、水戸に原市之進を訪れ、この策を説いた。原市之進は、名は忠成、字は仲寧、伍軒・尚不愧斎と号し、水戸藩士、藤田東湖・茅根伊予之介の後継者と目された俊秀である。一橋慶喜に近侍して幕政改革に尽力したことは有名である。この時、原市之進は下向のため、多忙の態であったので、多賀谷・尾高は野州へ廻り、十月十九日、訥庵の義弟である菊地教中（三十四歳）にこの計を語り、賛意を得た。二人は教中より託された書翰を持って、二十一日夜に小梅村の訥庵のもとに到着し、翌二十二日、訥庵に大略を語って、その援助を求めた。

その話や、教中が二十四日夜に発した書翰に抛って、訥庵は、商人とはいえ攘夷思想に取りつかれて血気にはやった教中が、この度の輪王寺宮擁立運動に大乗り気で、宮を「護衛や出迎」えるために「種々の兵器二大騒ぎを致」している様子を伺い知った（訥庵十月二十八日付、教中宛書翰）。豪商教中は、一党の武器調達的事までも言い出していたのである。しかし、諸事に緬密で慎重な訥庵は、はやる教中を、

足下は単身の書生杯とハ違ひ、先考の諸業を受け継ぎ、大家の主人の事故、余り御はやり成され候ふ方ハ、甚だ宜しからず、能くよく形勢御見定めの上、進退を御定め成され候ふ様、徐緩鄭重ニ御謀り成さるべく候。（十月二十
八日付書翰）

と制止しているのである。

というのは、訥庵が多賀谷へ策の段取りを問いつめたところ、

法印しよし(筆者注。輪王寺宮法親王をいう暗号)奪却の策も、義人(一党をいう)取り集めの策も、未夕手を掛ケ置き候ふ事にハこれ無く、只今より取掛り候ふ事と申し聞え候。(同右書翰)

という計画性の無さであり、「如何様の手段を以て取り掛り候や」と尋ねてみると、

何分、聡わかと致し候ふ見詰みづめこれ有り候ふ程の義ニはこれ無き様子
という頼りなさであるからである。

訥庵は、

中なか其の様な事にて、大挙が出来候ふ物にはこれ無く候ふ間、早々、必死と取り掛り候ふ様に

と諭し、多賀谷へ二十両を渡した上で、二十二日、すぐに多賀谷を各地に一党取り集めに向かわせた。多賀谷は二十七日に帰って来て、「少々ハ手段も出来候ふ趣」きを述べるのであるが、何かまだ頼りにならない感がある。

一方、尾高は尾高で、江戸に残って、法親王奪却の手續きを請けあう様子なのであるが、実の所、「一向手段も出来申さず、空しく数日を暮し候」といった態たらくである。⁽⁹⁾そこで訥庵は、二十七日夜に、

其の様な粗そ函つとの拙手段にては、逆とそも事は成り申すまじく(同右書翰)

と、多賀谷に対して小言を述べている。

右に述べた多賀谷たちの目論見は、二年後に大和において天誅党が、元公卿中山忠光を擁して決起し、親政攘夷運動の魁となる乱を起した事の予兆というべきもので、訥庵も、その趣旨には不賛成ではないのだが、その無計画ぶりにはついて行けないのである。さればこそ、多賀谷たちの運動に対して、訥庵は、

只ただ先方(筆者注、多賀谷・尾高を指す)の説を承り候ひて、不同意の廉かど々を詰問して、説を改メサセ候ふ丈だ

ケの事故（二）、拙生は表向十分同盟の体ニ致して、実ハ少々脇座ニ相成り居り候ふ事ニ御坐候。（同右書翰）
と、成否いずれに転んでも良いような、良く言えば慎重、悪く言えばズルい態度を取っていたのである。

それでは、訥庵の本当の狙いは、那辺に在ったか、といえは、

拙生の見込みハ、弥よ奪却が旨く参り候ふ様に見受け候ハバ、其の前二一人人物を選び候ふて、花（京都の隠語）
の方へ登せ置き、法印シが筑（筑波山）へ廻ると申す事聞へ候や否や、夫を相凶ニ攘夷の叢をズツと海内へ下され
候ふ様ニ是非謀りたき物と存じ候。……其の叢が出候ふ処にて、（西方の大藩を説き付ケ、花（京都）を護衛致さ
せ候ふ策を廻らし）拙生ハ命をハメ申すべしと覚期罷り在り候。（同右書翰）

と、まず輪王寺宮の筑波山拳兵を確認し、次に天皇に攘夷の叢を出させ、更には薩長などの西国雄藩を味方に引き込んだ上で、さて自分が出馬しようという、慎重の上にも慎重な計略を立てていたのである。それは、後年の薩長による倒幕運動の先取りともいうべき、斬新な構想なのであった。

その後も訥庵は、十一月一日には、駒込の水戸藩邸に囚えられていた志士三十五人を水戸の浪人平山兵介の協力を得て奪い取り、これを一党に引き入れ、彼らの刀剣三十余振り（を）教中に用意させる計画を考えたりしている（十一月一日付、教中宛書翰）が、それがどれほど真剣な考慮に基いてのものであったかは、疑わしい。というのは、十一月七日に教中に宛てて、明後日には三十人集まるか否か分かるだろうと、計画を着実に進めているような様子を示している一方で、

ミンナニ狂言をさせて、拙は何卒（なにとぞ）棧敷へ廻り、見物ニ相成り度き事と存じ居り候へ共、それでハ座中の気が抜ケ候ふ様子故、甚だ困り申し候。されバとて、拙者の大天狗を申し候ハバ、僕程の立物が一度の芝居をハツシて、ソレと一時ニ滅し候ひては、跡の狂言アガツタリと相成り候ふ事故、それハ残念至極ニ御坐候。右のカネ合、誠ニ六ケ敷、憚りながら貴君の御痛心よりも余程深き方ならんと自笑致し候。如何

と、甚だ無責任な物いいもしているからである。これは、自分は高見の見物をしていただけで、それでは門人たちの尊王攘夷の士気が落ちるだろう、という発言であり、一身の保全を図りつつ、しかも自分の影響力の衰退をも防ぎたいという、何やら俗っぽい了簡が見えすいてくる言いつである。また、「跡の狂言」とは、前述した、天皇の攘夷の詔敕引き出し計画をいっているであろうが、それを優先させる構想を述べているにしても、芝居の比喩を用いて言っているせいも、これも、大向うの受けを狙った、銜気のような物が感じられる発言である。惣じて、自分が陰で操って、門人たちが踊る様子を見ていて、適当な処で幕を引こう、という計算高さが感取されるのであるが、それは私だけのものであろうか。

結局、多賀谷の日光宮擁立運動は、十一月九日の夜、訥庵が十八、九人の一党へ「満身之精力と誠心」をもって種々二説破し」た結果（十一月十三日付、教中宛書翰）、中止となったのであったが、一方では訥庵は、「此の度ハ鳥渡調練を致して見候ふ様なる物にて、苦心中、大ニ楽み申し候、呵々」と、攘夷運動の予行演習をしているような遊戯的気分をも、一方には持ち併せていたのである。

以上のように、多賀谷・尾高が持ち込んで来た、無謀な日光宮擁立計画を、訥庵は、一応は賛成しているかのように見せかけておいて、実はじっくりと「利害を論し、成敗の理を論じて取り静メ」（十一月十八日付、教中宛書翰）たのであった。だから、その事は有罪のための事由にはならない、と思われるのだが、こうした経緯が世間には誤り伝えられて、仙台藩士玉蟲左太夫が文久二年から元治元年に至る三年間の事件に関する公私の記録文書を類纂した『文久官武通紀』三「大橋順蔵始末」第一「大橋順蔵密計之儀に付、某より之書簡抄」には、右一件が次のように伝えられているのである。

去冬十一月末の頃、大橋順蔵、多ヶ谷勇と外某輩、両三人にて月岡へ参り、水戸藩にて面会の上、大橋申すには、撃剣客なり

「今天下の勢、次第に陵夷しても、誰一人扶持する者なく、此の姿にては次第に夷人の手に落ち入る計りにて、慷慨に堪へず候。仍よつて此の度、大事を挙げ候ふ間、同心致し呉れ候ふ」との由、演舌す。

月岡挨拶に、「大事とは何事にて候ふや」。

大橋申すには、「当時、罪魁者、久世・安藤の両閣老なり。此の二人を刺し、上野宮様を擁し、日光へ走り籠城し、義声を天下に布き候ふ心得に候」。

「右者、何程の人数にて致され候ふや」と問へば、ケ様、々々と指を屈し算へ候ふ処、何れも武州・野州辺の豪家計り三十人程、右へ付きそふ者、並びに書生に至る迄、都合八十人程の由。

月岡申し候ふには、「其の豪家の内、拙者存じ候ふ者もこれ有り候ふ処、何れも読書は少々致し候へ共、武芸出来候ふ者これ無し。右にては覚束なく、第一、久世・安藤を刺すばかりもやと出来申すべきやと存じ候」。

大橋申すには、「外桜田の一件、十七人にて、あの通りに候ふ間、八十人にては易き事」と申し候へば、

月岡申し候ふには、「夫は了簡違いに候。井伊は全く不用心の折柄なれ共、十七人、大半怪我即死、此の度は両家とも用心これ有り。殊に井伊は天命にて、十七人は饒倅なり。且つ久世・安藤を刺し候ふとも、宮様を日光まで如何様の手配にて連れ上げ候ふや」と、尋ねられ候へば、大橋窮し候ふ様子にて、「左様に候」などと申して黙し居り候ひて、返事これ無く候。

月岡申すには、「諸侯には一人もこれ無く候ふや」と申し候へば、

大橋挨拶には、「日光へ参り候へば、宇都宮は味方に来り申すべし。外にはこれ無く候ふ処、御藩は如何」と申し候へば、

月岡挨拶に、「中なか左様に迂闊なる事に与し候ふ者これ無し」と申し候へば、

大橋申すには、「大義を以て説き候はば、与し申すべく候ふ間、遊説致しけれ候ふ様」頼み候ふ処、

月岡挨拶には、「大丈夫出来候ふ事ならば、説き様もこれ有るべく候へ共、屹度きつと破れ候ふ事を説き申すべき様これ無し」と申し候へば、

大橋申すには、「高田侯は如何に候ふや」。

月岡申すには、

「是れ同断なるを以て、愚存には先づ御控え然るべく候」

大橋申すに、「左様にも候へども、同志中何れも切迫故、中なか延引致すべき様相成らず候ふ間、いたし方これ無し。此の比くらは一橋侯を説き見申すべく候ふ」。

月岡申すには、「とにかく先づ御控え然るべし。御同意は決して出来申さず候」

旨申し、別れ候ふ処、追々、一橋侯へ遊説仕り候ふものと相見へ、山木が露頭に及び候ふや存じ候。能く此れまで漏れ申さず候。且つ坂下の七人の者は、其の内に相違これ無く候へども、八十人余の内、誰が出、誰が死し候や、更に相分らず候。然るに大橋申し上げ過ぎ候ふ故、連及多くこれ無く候へば宜しき、との事に候。

右の記述では、訥庵が多賀谷勇などと水戸藩の月岡のもとに行き、上野宮擁立の計画を相談し、その無計画ぶりを月に嘲笑された、ということになっている。「月岡」とは変名であって、それはたぶん、多賀谷が最初に擁立計画を相談した原市之進をいうのではなからうか。前述したように、多賀谷と尾高が、当初、原市之進を訪れた事が、このように歪曲されて伝えられているのではなからうか。

次に、訥庵が計画の無謀ぶりを月岡から嘲笑されている書き様について言えば、前述したように、諸事細密な訥庵が多賀谷・尾高の計画の粗雑さを詰問し、指導していたのが事実であろうから、訥庵↓多賀谷・尾高という関係が、『官

『武通紀』では、月岡↓訥庵という関係にねじ曲げられてしまっていることになる。かくて、『官武通紀』の右の一文を鵜呑みすることはできないのである。ただし、『官武通紀』の記載には、訥庵と多賀谷らの問答が部分的には反映されている、とも見られるのである。

五 逮捕の事由 その五 一橋慶喜擁立運動

逮捕の事由の第五として挙げられているものは、次のような事である。

去冬、岡田・松本が出府して来り、談話の序、一橋へ上書致したく申し出て候ふ二付き、同意致し、今春、山木繁三郎方へ行きて、「上書の取次ぎ致しくれ候や否や」と尋ね候ふ節、山木が酒肴等馳走して、段々上書の趣意を尋ね候ふ二付き、「『橋公ハ此節、親藩第一の賢主にて、攘夷の任に当れる方ナレバ、何卒攘夷の義を御奮発これ有りたし』と申す事を上書致し候ふ積り」と晰し候ふ処、「其の策ハ如何セバ可ナラン」と申す事を山木が尋ね候ふ故、「只今、橋府の者を帥ひきゐて攘夷せんと思し召しても、ソレハ無益の事故、公が野州の御領地へ御出デサヘナサレバ、兼ねて慕ひ居り候ふ民共ゆへ、一時二合し候事ハ勿論、拙の門人も、四、五十人ハこれ有り、檄を伝へサヘスレバ、水府ハ近国なれば、早速、馳せ参るべく、其の外、近国の諸藩も同意する事、必定也。其の時、公儀と京師へ攘夷の先鋒を引き受けたき旨、達て御願ひ立てこれ有り候ハバ、必ず御成功あらん」と申す事などを談じ、「是らの論を認め候ふ積り」と申し聞かせ候へ共、山木が格別乗り込みも致さぬ様子ゆへ、其の俛にして上書も致さず候ふ事。つまり、文久元年十二月二十六日、岡田真吾と松本鋳太郎が宇都宮から訥庵の塾にやって来て、一橋慶喜擁立計画を訥庵に語り、訥庵がこれを山木繁三郎に相談したのである。

岡田真吾(四十歳)は、名は裕、字は伯柔、梅陵と号す。弘化二年(一八四五)、訥庵の門に入り、嘉永元年(一八四八)、京都の春日潜庵に從遊した。宇都宮藩の大目付兼儒学教授である。松本鎮太郎(二十七歳)は、岡田の妻の兄であり、諱は正柱、字は子枉、安政三年(一八五六)に池田草庵に從学した。前引した正月十六日封廻状に拠れば、宇都宮藩士である。

二人の計画に訥庵がかねて抱いていた自分の構想をも加えて練った計画は、一橋慶喜に上書を呈して、これを迎えて日光山に抛り、檄を下野や水戸などの諸藩に飛ばし、幕府と朝廷に対して慶喜が攘夷の先鋒となることを願ひ出る、というものであった。すなわち、前の日光宮擁立計画の焼き直しのようなものである。

『下野烈士伝』下巻「岡田裕」には、岡田らの当初の計画と、逮捕後の取り調べの経緯を詳しく述べた書翰(宛先は不明)が掲載されている。

岡田の計画の内容と、それを扱う訥庵の行動を確認するために、その一部を読みやすい形にして引いてみよう。

小生の罪を得候ふ一条は、夷狄の害を除き、恐れながら震襟を安んじ奉り、幕府を安平ならしめ、御家(宇都宮藩)をも安からしめ、万民左枉の疾苦を救ひ、天祖並びに東照宮の霊を慰め奉りたき種々の思ひに堪えず、さりとて言語等にて行はるべき時節にこれ無く、且つまた今、天下夷狄となり果てんとする時に候へば、徳の高下、身の貴賤を顧みる時節にこれ無く候ふに付き、一橋刑部卿殿は兼ねがね御賢明の聞へこれ有り、御領知の者へも御様子等承けたまはり、穿鑿相遂げ候ふ処、何れも極めて愛戴致し居り候ふ間、此の御方に上言致すべしと存じ立ち、松本鎮太郎に相談、同意に付き、乃ち一橋公への上書一通(但し此の上書草稿、並びに天朝及び田安への上書・檄文・示民書付等は失せ申し候)、其の書の大概は、

御屋形を立ち退かれ候はば、所々より御迎への人数、馬上或いは徒かちにて罷り出で候ふ、機会大いに備り居る事に候、

其の節、御後見田安公へ書を呈され、同時、京師へも右の趣意を御建白、諸大名並びに在々へも檄文を伝へられ、路傍へは其の趣意を建札致し、民家等に恐怖致さざる様成され、先ず幕府の奸臣を誅され、然る後、漸々、七夷と交易御断り相成り候ふ様致したき旨に御座候。

仍つて京師並びに幕府への上書・檄文・榜示の文等を一々草稿致し、兼ねて兎島強介とも談じ置き候ふ儀もこれ有り、同人は既に出府罷り有り候ふ故、取り急ぎ、去る己酉（文久元年）十二月廿四日、松本子同道にして宇都宮出立、同廿六日、着府の処、事成らずして誅され候はば、必ず小塚原に屍を曝し候ふか、又は回向院下屋敷へ埋められ申すべき心得故、先ず鶴飼（吉左衛門父子）・頼（三樹八郎）等の墓所へ詣でて、我が屍の捨て所を一觀致し、即ち小梅庚申塚の辺に住宅罷り有り候ふ大橋順藏方投宿、一橋への手続等、鎮太郎俱に搜索致し、都下の様子等承けたまはり候ふ。

折柄、訥庵子、計らずも一橋殿御近習番山木茂三郎と申す者（先年より聴講等に罷り越し、且つ訥庵子を一橋へ召し抱へたき旨の使者に度たび相越し候ふ者にて、氣節もこれ有る者なれども、召しに応ぜざりしより耻ぢ候ふや、近來は打ち絶え居り候ふよし）語り出で候ふに付き、其の人の様子、委細承けたまはり候ふ処、手堅き人にて、大事を明し候ひても発露致し候ふ者にこれ無きよし、訥、申し聞かせ候ふに付き、出府の所以相話し候ふ処、訥も至極同意にて、右に付きては訥の方にも種々よき板機もこれ有り、乃ち年札の序、山木を訪ひ、山木並びに一橋近來の様子、篤と探索、愈よ志有るに相違これ無く、大事を語るに足り候はば、側に申し聞け試み、然る後徐々上書の義相託し申すべき旨、訥、申し聞け候ふに付き、乃ち相託し置き、外に緊要急迫の用事もこれ有り、訥並びに松本鎮太郎・南八郎等と種々繁雜中、当壬戌正月八日、訥、山木茂三郎を訪ひ、夜に入り帰宅、訥申し聞かすには、「山木へ面会候ふ処、種々馳走等差し出し、雑話中、一橋の様子承けたまはり候ふ処、『何れも奮激とは察せられ候

へども、流石大器故、色には見へ申さざる』よし、且つ山木も慷慨の様子に付き、一条荒増し相話し候ふ処、一旦は驚き候ふ様子に相見へ候へども、篤と相考へ、『何れにもしほ合これ無く候ひては、書付け差し上げ候ふ儀に相成り兼ね候ふ間、近日閑これ有り候ふ節、大橋順藏より密かに上書致したき旨申し聞け候ふ間、取り次ぎ差し上げ候ひても苦しかるまじきやの旨、御内慮相伺ひ、其の上にて書付けは御受け取り申すべき』旨、山木申し聞かせ候ふに付き、頼みて帰り候ふ』よし、訥より話これ有り。

これを読むと、岡田・松本の計画には「幕府の奸臣を誅す」る事があったが、文久二年一月八日、訥庵が一橋慶喜御近習番山木繁三郎に面会した折には、この事は話さなかつたらしいこと、幕府と朝廷へ「攘夷の先鋒を引き受けた」き願いを出す計画を、訥庵が後から付け加えたらしいこと等が分るのである。

訥庵から慶喜擁立計画を聞かされた山木繁三郎が、どのような行動を取ったかは、『官武通紀』三「き断密計露顕之儀に付、某より之書簡抄」に、比較的具体的に伺うことができる。

大橋順藏儀、一橋付き御近習番山木繁三郎と申は、師弟等の訳を以て、旧知の者にこれ有る由の所、久々として面会仕り候ふに付き、繁三郎を別間へ招き密談仕り候ふ趣は、

「此の度、一橋様を水戸表へ御招き候ふ上、一方の大將と頼み奉り候ふ一儀相企て候ふ処、板橋駅より水戸表迄の間は、路次の警衛始め、御供の儀迄もそれ〴〵手配でき候へども、一橋御屋形より板橋迄、御連れ立て上げ候ふ儀に殆ど窮迫致し居り候ふ間、何卒其許手配を以て、窃かに板橋迄連れ立て上げくれ候ふ様、折に入り頼み込み候ふ」由の処、

右繁三郎、以ての外、恐怖いたし候ふ由、「中なか容易ならざる儀にて、とても私ども手配に出来兼ね候ふ」由、達て辞退致し候ふ処、順藏、事に由り候ひては、右様の儀相談仕り候はば、繁三郎、殊の外悦び申すべき心得にて、

密談に及び候ふ処、案外の挨拶ふりに付き、色々相宥^なめ、其の俣相分れ候ふ由に御座候。

然るに、繁三郎、帰宅後、如何にも心配仕り、夜中も臥し兼ね候ふ程にこれ有り、何分尋常ならざる事ども故、打ち捨て置き難く相心え、御付き御家老の方へ密々申し出で候ふ処、是は其の俣捨て置かれ難き由にて、久世殿へ御内達に及び候ふに付き、御召し捕りに相成り候ふ由に御座候。

訥庵の計画を聞かせられた山本繁三郎が夜の目も合わないほどに心配して、慶喜の御付き御家老にこの事を告げ、御付き御家老から老中久世大和守に訴え出た経緯がよく分るのである。

右の計画内容と、山本訴えの経緯とは、『藤岡屋日記』第八十六に収められている本事件の処刑申渡しと大むね一致する。

○文久二年壬戌年閏八月二十七日

刑部御殿近習番

山本繁三郎

此者義、戸田越前守家来病死、大橋順蔵相越、外夷渡来以後追々物価高直ニ相成、戎狄之為全人民を苦しめ候は神州之瑕瑾ニ付、身命を抛、戎狄を退け申度、兼々刑部御殿ニは御賢明之間へ有之候間、攘夷之計策被^レ為^ニ思召立、御忍ニ而板橋迄御出有^レ之候ハ、順蔵弟子其外之者共四五十人ハ駈集可^レ申、右之者共御供ニ被^ニ召連、日光山江御潜行、諸大名は不^レ及^レ申、国々在^レ迄檄文を伝候ハ、常州辺之者共は勿論、戸田家之口十分御人数御集メ之上、外夷追討之儀を公辺并京都へ御願立相成候ハ、必定御成功可^ニ相成、金銀米錢等之御領地之内ニ大家も有^レ之、野州宇都宮表ニは順蔵妻之里方も有^レ之候間、筋立之儀ニ候ハ、相応之御用金等為^ニ差出^ニ可^レ申見込ニ有^レ之、尤委細之儀は上書ニ認^ニ可^ニ差出^ニ間、御屋形江差上具候様被^ニ相願^ニ候ハ、不^ニ容易^ニ儀ニ付、不^ニ取敢^ニ其筋江可^ニ申

立候所、猶予致し候段、不埒候得共、乍然も申立候儀二付、咎之不及沙汰候、右之通被_レ仰渡_レ奉_レ畏候、為_レ後日_レ仍而如_レ件。

戸田越前守家来

岡田 新吾

死罪被_レ仰付_レ候所、中追放、於_レ在所_レ蟄居

同

松本鎮太郎

右同断、(追放)輕放同断

松平大膳太夫家来

多賀谷勇造

中追放、同断

貞吉
見休

遠島被_レ仰付_レ候処、押込

大橋順蔵死養子

大橋 懔次

右順蔵妻

まき

無レ構

戸田越前守家来

病死

大橋 順藏

吟味中病死二付、其旨可レ存。

(マテ)
病死

菊地介之助

存命ニ候得共、主人方暇差遣し、武家奉公構。

右の記録は、公儀の申渡し書と認められるから、その内容に大きな誤りは無いであろう。そして、右の記録と前引した『官武通紀』の記載とは、大むね一致しているから、『官武通紀』の記載は、今度の場合には信用してもよいものと考えられるのである。ただし、『官武通紀』で、山木を訥庵が別間へ招いたように記しているのは、誤りである。

右の記録によって、一橋慶喜擁立計画が訥庵たちの罪状の主要な物とされたこと、訥庵が慶喜をどのようにして一橋邸から板橋にまで連れ出すかに腐心していたこと等が確認される。また、戸田藩の助力を見込んでいたこと、攘夷先鋒の件を幕府と朝廷へ願う積りであったこと、更には宇都宮の妻の実家菊地家の財力を宛てにしていた事なども知られるのである。

この戸田藩の援助・攘夷先鋒の願い・菊地家の助力の三件に関しては、岡田新吾が全く考えてもいなかった事で、訥庵独自の構想であったことは、後に引く岡田の書翰と対照することによっても確認することができる。

すなわち岡田は、文久二年一月十八日には宇都宮の自宅に在ったが、その日、江戸屋敷の徒目付から吟味の筋の連絡が入り、翌十九日、警護の者と宇都宮を出発、二十一日、江戸新寺町の上屋敷へ到着、監察役から、南町奉行所に出頭した際には「我が一藩」に関わりが無いことを申し開くよう念を押されるのである。もとよりその積りであった岡田は、

翌二十二日、南町奉行所の白洲にて黒川備中守から、吟味も無いままに揚り屋入りを申し付けられ、牢屋敷からの迎え駕籠に乗って小伝馬町の牢屋敷へ行き、揚り座敷一の部屋へ入れられる。

二十三日の吟味では黒川備中守から、訥庵や松本などからの申し立てと合致するかを、一つ／＼取り調べられたが、「戸田藩家老戸田三左衛門・間瀬和三郎等も同意にて、挙藩一致」にて計画致したか、という点については、これを否定したので、訥庵・松本の申し立てとは齟齬し、備中守はいぶかしんだ。

且つ実に小生は存ぜざる事共迄、山木茂^{つとむ}三郎へ大橋より申し聞け候ふ儀もこれ有り候ひし事と相見へ、軍用金の都合あり、征夷の勅書を請ひ候ふ儀迄、穿鑿これ有り候へども、存ぜざる旨申し立て置き、且つ又、三左衛門・和三郎等存じ居り候ふ儀には決してこれ無く、松本・大橋の外に談合し候ふ旨、一人もこれ無き旨達^たて申し立つ。

という事で、訥庵は岡田が知らない内に、山木繁三郎に対して菊地家からの軍用金や、攘夷の勅書の請願の事などを話していたことが、これに拠って確認できるのである。そして、戸田藩の御家老の加担の事も、訥庵が勝手に山木に対して持ち出したことが知られるのである。

さて訥庵が、慶喜に対して、どのような内容の上書を呈したかったか、という点と、

上書ノ趣意ハ、夷狄、近来、別シテ跋扈シテ心髓ニ入ルノ勢アレバ、今ニモ異変測ルベカラズ、万一、夷狄ノ變ノ起レル時ハ、橋公ナド一番ニ奮発シテ攘夷ノ任ヲ申シ受ケタマフテコソ、忠トモ孝トモ云ベシ、然ルニ近来世ノ中ヲ見ステ、山林隠逸ノ士ノ如キ心ニナリテアラセラレテハ大イニ不可ナルコトユヘ、其ノ心ヲ變ジタマヘ、ト云フ処が大主意也。(文久二年六月二十六日付、清水昌歳等宛書簡)

と、世に出でて攘夷の任を引き受けよ、という趣旨のものであった。これは、ペルリの来日した嘉永六年の十月に、訥庵が慶喜の父徳川斉昭に対して献策した『鄰祉臆議』の趣旨と同一のものである。ただし、今度の場合は、慶喜の決起

を促す上書であるから、幕府の免許が降りない場合には、

姑ク権道ヲ用テ伐夷ノ事ヲ願ヒハナシニナサレテ、野州辺へ赴キ玉ハバ、御領知ノ者ドモ、兼ネテ公ヲ慕ヒ居ルガ上ニ、夷狄ヲ悪ムコトハ下民一統ノ情ユヘ、数万ノ勇士、立チ処ニ集ルベシ、ソレヲ引率シテ夷狄ヲ掃攘シタマハバ、最初願ヒ放シノ過失ヲ償フノミナラズ、天下ノ大孝大忠ト云フ物也。(同右書翰)

と、免許を得ないままに決起するのも已むを得ない、と過激な論になっているのである。ただし、右の趣旨は、

是レ拙ガ考へ出シタルコトデハナク、真・喜(岡田新吾・松本銀太郎)ノ兩人ガ拙へ談セシユヘ、拙モ尤ト同ジテ、其ノ談ニ潤色ヲ加へ、右ノ如ク草稿セント思テ、山(山木繁三郎)へ取次、成否ヲ問ヒタル時(同右書翰)

と、岡田・松本に誘発されたものと、あくまでも訥庵としては言いたいのであった。

この上書は、しかし、右に続く文言に、

山ガ「如何ナル論ヲ上書セラルルニヤ」ト尋ネタルユヘ、右ノ大意ヲ晰シ聞カセタル迄ニテ、畢竟我々三人ガ思ヒ付キタル空論ナレバ、別ニ証述アル事実モナク、今マデ段々ト取り組ミタルコトニモ非ズ。(同右書翰)

というように、訥庵らの胸中に醗酵されていただけの空論であって、実行に移されているものではなかった。

ところが、大意を聞いた山木は、その時点で既に大分動揺していたのであろう。取り調べになると、

山木ガ妄言ヲ発シテ、「其ノ節、懷中ニ上書アリシ様子也」ト言ヘル(同右書翰)

と、訥庵ができたあがった上書を懐中しているかに思い込んで、これを黒川備中守に申し述べてしまったのである。黒川が、

是非、其ノ上書ヲ出セ……大儒ノ聞へアル者ガ、二人位ノ書生ノ言ヲ聞キテ俄カニ同意スル謂ハレナシ。是レハ必定今マデ段々ト下地ヲ組ミ立テ、ソレガ最早過半ニ及ベルユヘ、此ノ上ハ一印(一橋慶喜)ヲ将帥ニスレバ、スゲ

二事ハ成ラント見込ミテノ事ニ相違ナシ。ソレヲ無根ノ空言ナドト言フハ、儒者ニ似合ハヌ鄙怯ノ陳ジ様也(同右書翰)

と、訥庵を苛責するのは、避けられない事であった。

慶喜擁立計画は、前の日光宮擁立計画の挫折から幾日もたたない時のものである。だから、訥庵としては、前の場合と同様、岡田・松本を失望させないために、暫し二人に運動させておいて、自分はなるだけ表面には出ないで機が熟するのを待ってしよう、山木が上書の取り次ぎに意欲を示さないのならば、この計画もそれで幕引きにしよう、というぐらゐに考えていたのかも知れない。しかし、日光宮擁立計画の場合のように仲間内だけで謀議していたのとは事違って、山木のような外部の者にまで漏らして、ために計画が官憲に曝された以上、疑獄が成立するのは致し方がない事である。いわんや訥庵自身にも「実ハ山木ガ宅の酒間にて、勢ニ任せて話し候ふ時ハ、其の様なる語氣に申したるに相違なく、市尹が山木の申し立てを信じて居るも、其の筈と存候」、(六月二十五日付、県信緝宛書翰)と、計画を部外者に明かしてしまつた自覚があるにおいておや。その上に更にまずい事には、訥庵が逮捕されて三日後の一月十五日には、主席老中安藤對馬守信正が、水戸浪士ら六人に坂下門外で襲われて負傷する、という事件が起つたのである。

六 逮捕の事由 その六 坂下門外の変援助

逮捕の事由の六については、次のように記されている。

当正月、坂下ニ於て安藤侯へ浪籍致し候ふ数人の内、細井忠齋^(マ)ハ山田宗庵と名乗りて、昨年、強介を尋ねて拙宅へ参り候ふ節、面会仕り候ふ者也。又、頭三と申す者も、昨年、度たび尋ね参り候ふ医生に付き、外の者も右同様懇

意の者にて、世話致し遣り候ふ事ならんとの御吟味二候へども、右の兩人のほか面会致し候ふ者これ無き故、正望（正月十五日）の事ハ夢にも存じ申さず。又、「右の者共が懐中致し罷り在り候ふ斬奸趣意書と申す者ハ、其の方加筆致し遣はし候ふ物ならん」との御尋ね二候へども、是亦た毛頭右様の義これ無く、聊も存じ申さざる事、相違御坐無く候。（六月二十五日付、県信緝究書翰）

細井忠齋は、細谷忠齋の誤りであろうが、平山兵介繁義の変名である。平山兵介は、水戸藩士、児島強介と謀議し、坂下門外に安藤信正を襲撃して鬪死した者である。享年二十二歳。顕三は、越智（河野）通桓、字は士威、下野国河内郡吉田村出身の医師で、やはり坂下門外の変で鬪死している。坂下門外の変の志士たちを訥庵が世話し、彼らが事変の折に懐中していた、斬奸趣意書は訥庵が著わしたろう、との疑いである。訥庵は、平山兵介・河野顕三とは一応の面識はあるものの、さほど親しくはなかったような物いいをしている。そうした言い方は、三ヶ月前の清水昌蔵等宛書翰（三月十九日付）の、

顕蔵ト言フ者ハ鼎吉（小山^{おやま}鼎吉。名は朝弘、春山と号す。下野国芳賀郡真岡の人、坂下門事件に連累して、文久二年二月に捕えられ、閏八月、放免さる）が近邨の医者ニテ^{磯野ノ}弟子ナリ、昨年中、両三度モ拙宅へ来レル者也。又、強介モ昨年、両度斗リ拙宅へ来リシガ、其ノ時ハ会津ノ医生山田某ナル者、強介ヲ尋ネテ訪問セシカバ、一宿サセタル事アリ。其ノ山田ハ、此ノ間、奉行所ニテ聞ケバ、水（戸）ノ浪人ニテ、強（介）ト兼ネテ懇意の者ゆへ、強も其ノ者ト約シテ坂下へ出ル積リナリシカド、病ニ因リテ生存セシト也。

という文言でも同様である。とりわけ、山田宗庵こと平山兵介については、ただ一度宿泊させただけの関係である、という。

しかし、児島強介と平山兵介の名は、文久元年九月以来、訥庵の書簡に頻繁に見えることは、以下の叙述がおのずか

ら明らかにするであろう。また、訥庵が倒奸の一事に関わっていたことも寺田剛が明らかにしていることであるから、以下、寺田剛が用いなかった書翰資料に拠って、訥庵が倒奸一事にどのような形で関わっていたのかを検討することにしよう。

訥庵は、文久元年九月十四日の時点で、早くも児島強介と倒奸一事を話題に上せていたようであるが、一方では「近頃、窃か二拙生の身分を幕吏ども探索致し候ふ様子」を聞き付けていて、嫌疑を避けるために水戸の浪士を多く自宅に來させることはしない旨を述べた上で、更に

何事も機会に乗ずるハ、時を俟つ事第一に候へども、策の手筈と申す者ハ前方ニ定めて置カザレバならぬ事に候ふ間、強介子と龍（水戸）の人老人位は窃かニ弊處へ参り呉れ候ひて、手筈を約定致し置き度き物ニ御坐候ふ間、（九月十四日付、教中宛書翰）

と「倒奸」の打ち合わせのために強介と水戸浪士の内の一人ぐらいが訥庵塾を訪れるのは構わない、といっている。次に、

雪（戸田三左衛門）よりの荷物沓筒（人物をいう謎語）相遣し下され、昨夜相届き、慥かニ請け取り申し候。折節、強介は留守ニ付き、拙者相改め候ふ処、真物ニ相違これ無く、印鑑等も所持致し居り候ふ間、則ち拙方ニ留め置き、今朝、強介を呼び遣し、只今参り候ひて、種々相談最中ニ御坐候。（十月十五日付、教中宛書翰）

というのは、戸田三左衛門が斬奸のために派遣した平山兵介の確認のために強介を來宅させている事を言っている。すなわち、十月十五日に平山兵介と児島強介および訥庵が初めて訥庵の家で顔をそろえたことを伺わせる文面である。この「雪よりの荷物」が、倒奸のために派遣された人物をいう謎語であることは、

雪の方より参り候ふ者ハタフカン（倒奸）の方へ一心不乱にて、其の事ばかり拙生へ談じ掛け候ふ故（十月二十二

日付、教中宛書翰)

という文面によって判明する。更にそれが平山兵介であることは、

龍雪和尚は兼ねてタフカンの説に一途に相成り居り候ふ処、(多賀谷・尾高から日光宮奪却計画を相談されたが、その無計画ぶりに)和尚も容易に信服致さず、何れ一旦帰国致し候ひて、同志の料見を承り、評決の上、兎も角も致すべしと申す事にて、今朝、強介一同和尚を発し候ふ故(十月二十八日付、教中宛書翰)

という文によって明確になる。「和尚」とは、寺田剛もその著一八七頁に述べているが、文久元年二月、泉州堺において三人の水戸藩士が捕われようとした時、独り逃れて水戸に帰り、頭髪を落して難を避けたため、爾来、入道・和尚などと呼ばれた平山兵介のことだからである。

かくて、文久元年十月十五日に、訥庵と児島強介・平山兵介は、訥庵宅で一緒になっていた。この時の平山兵介のことを、前引した三月十九日付書翰などにおいて、訥庵は、「会津の医生山田某」とか「山田宗庵」とか称して、官憲の眼をくらましているのである。

さて、前述したように、児島強介と平山兵介は、十月二十八日、一緒に宇都宮を指して出発するのであるが、強介が多賀谷・尾高の日光宮擁立計画に不同意であったことは、従来言われている通りである。それ故、訥庵も、

拙生も強てタフカンの説を弁破致し候ふ事にも参り申さず、何れの説にても慥かに出来候ふ方を致すが宜しと申し置き候。此の後、和尚の出府迄にハ、両生(多賀谷・尾高)も必死と周旋致し候ひて、和尚を感心させんと心掛け候ふ様子故、どちらか出来申すべく候。何れにても和尚と両生再会の節、議論一定二帰し申すべしと存じ候。拙生は影武者故、双方へ両点バリなり。御一笑下さるべく候。(十月二十八日付、教中宛書翰)

と、強介たちの倒奸を強いて止めさせる事もできず、倒奸か、日光宮擁立か、どちらでも可能な方を実行すれば宜しい、

所詮、自分は背後で操っている人物なのであるから、どちらか一方の計画が実施されれば良いのだ、と相愛らずの日和見きな態度を取っているのである。このような所が、私には、訥庵が真剣に生命を賭して攘夷運動を行っているのではなくて、自分を安全圏に置いた上で志士を操り、うまく行ったら儲け物で、良い折を見はからって出馬しよう、と要領のよい計算ばかりしているような人物に思えるのである。

計算といえ、とにかく事を起すためには資金が必要で、志士の往来一つにしても資金がかかるのであるから、訥庵の関心は、斬奸計画よりも、むしろ兵介たちの資金をいかにして捻出するか、という点の方に在ったようである。十月十二日の時点で、訥庵は、

此の度、雪より参り候ふ者も、支度彼是の為に五円程備用致し度き旨申し聞け候ふに付き、貸し遣し申し候。右等の始末にて囊底殆ど空虚と相成り、甚だ困り候へども、お卷へ談じ候ひてハ叱責を受け候ふ事故、一向相談も相成り申さず候。願くハ足下の御力にて御都合出来候ハバ、御助救下されたく希ひ奉り候。(十月二十二日付、教中宛書翰)

と、平山兵介に仕度金五両(現在の約二十五万円)を貸したため、金欠となったが、それを妻に言うこともできず、教中に対して援助を求めているのである。

十月二十八日に強介と兵介が宇都宮に立ったことは前述したが、その時も、

南八上途の節の十円は、足下より命に付き、渡し候ふ事也。強介へ貸し候ふ十円は、足下の御頼みニハこれ無く候へども、強介、拙宅へ参り候ひて懇請故、貸し遣し候ふ訳也。然る処、両口とも其の俣にて、残らず貧儒の拙生の損失ニ相成り居り申し候。其の外、龍雪の和尚も、勇氣は十分これ有り候へども、若年故か、物事粗鹵にて、過日貸し遣し候ふ五円を最早失ひ候ひて、今朝発足ニ路用これ無き趣故、過刻貳円遣し申し候。強介も存外締りのあし

き男にて、拙生を十円倒し置き候ふ上、此の間、貴地より到着の節、駕籠屋へ払ひ候ふ金子これ無く候ふ故、壹円借用致し度しと申し候ふに付、廻ろ無く貸し遣し、其の後、昨朝は馬喰町の旅店より使を差し越し、旅店の払ひ出来兼ね候ふ二付き、又々壹円貸し呉れ候ふ様申し越し候ふ二付き、是も貸し遣し申し候。右様の訳にて、如何にもツマラヌ損失多く、空虚二相成り候ひて、お巻へ咄も出来申さず、甚だ困却仕り候。去りながら、何れも折角の志これ有り候ふ者故、少々の過失ハ宥恕致し候ふ方と心得候ひて、其の俥にハ致し置候へども、元が貧儒の拙者の事故、手元不如意にハ当惑仕り候。……店より借財の名目二相成り申さずして、四五十金御融通下され候ふ御功夫ハ借財と申しテハお巻が不承知なり、これ無く候ふや。(十月二十八日付、教中宛書翰)

と、強介や兵介からたびたび金銭をねだられて、これを用立て、ために妻お巻にも顔向けできず、またぞろ教中に、お巻には内緒だがと、四、五十両という大金の工面を頼んでいる始末である。(なお、南八上途の節の十円とは門人椋ノ木八太郎(南八郎)に密奏を持たせて、九月五日に上京させた際の出費をいう。)

宇都宮へ遣った強介にしても兵介にしても、二十代前半の血氣盛んな連中であるから、訥庵としては失費の心配のみならず、

兩人ともに粗豪にして縝密ニこれ無く、其の上、酒を好み候ふ故、一酔の上ハ妓楼茶肆の辨別なく高声に豪談を發し候ふ様子故、如何にも機密を泄らして事を敗り候ふ様の過失を仕出し申すべきかと甚ダ危く存じられ、拙者甚だ心配仕り候。元来、龍(水戸)の者ハ、此の節、八方より属目致し居り候ふ処、右の如く茶肆・妓楼等にて傍若無人ニ豪談致し候ふ様にてハ、何つ何時、疑怪を受けて捕れ候はんも計り難く、彼等左様ニ相成り候へバ、拙生迄ツマラヌ事にて禍を蒙り候ふ訳故、何とも安心致し難く、夫れ故、此の間発足の節、余程其処を戒め置き候へども、何分酒と申す物は狂薬にて、一酔の上は放心致し候ふ事故、油断相成り申さず候。此の節、当地(江戸)の様なる

危険の場合ニ、右兩人の如き粗豪の氣象にて、且つ嫌疑これ有り候ふ者、長く滞留致し候ふ事、如何にも良計これ無く、拙者も連累の懼おそれこれ有り候ふ間、何卒、此の方よりシホアヒを見て報道致し候ふ迄は、其の地に御留め置き下さるべく候。(十一月一日付、教中宛書翰)

と、酒色を好む兩人が秘密を洩らし、ために自分まで巻き添えを食うのではないかと懸念して、あわよくば兩人をこのまま宇都宮に閉じ込め、厄介払いしたい態なのである。

しかし、そのように下駄を預けられた教中は教中で、強介と兵介が十一月四日夕刻に宇都宮に到着したところ、

今夕刻、強介、江戸より老人の者(兵介) 同伴にて参り候ふ処、是も同じく小生宅へ向かひ来り候ふ儀、必定是ハ母第一ニ疑ひ居り候ふ人物故、直ちニ参られ候ひては誠当惑ニ付き、(宛先人某が) 途中にて御逢ひ下され、小生宅へ参らざる様ニ仕度きものに御坐候。老人同伴の者ハ、主税君(中里主税。宇都宮一荒山神社社家) え談じ置き、神楽寺(一荒山神社域内) へ相頼む心得ニ御坐候。強介は自身、宅へ直ニ参り候ふ様ニ御伝言相願ひ度き儀ニ御坐候。(教中、十一月四日付、某宛書翰)

と、地元出身の強介は受け入れられても、桜田門外の水戸浪士もかくやと思われる風体の兵介を、母の民子に会わせる訳にはゆかず、その置き場を別に考える態たらくである。

況んやまして、豪商の教中にしても、たびたび訥庵から資金を催促されると、大番頭の洪面に対して気兼ねせねばならず、

此の兩人(強介・兵介) より金をかし候へと御宅へ参り申すべく候。小生方へ談じ来り候へども、実に小生も多分の私金を用ひ尽し、今ハ誠ニクリ出の都合むづ六ヶしく、ニッチモサッチモ出来申さず、甚だ当惑至極仕り候ふ間、漸く懷中をたたき差し遣し候ふ間、貴君より御渡し下さるべく候。(教中、十一月某日付、訥庵宛書翰)

と、金を容易には出せなくなるのである。

このようにして、資金繰りの苦勞は、倒奸の日を十二月十五日と仮に定める頃までも付きまとして、平山兵介から教中に十二月四日に出した書翰（『大橋訥庵先生全集』上卷三五〇頁）には、

其の節、御咄御坐候ふ金の儀、訥先生へ談し候ふ所、殘金^と逆は少しもこれ無く、都て損致し候ふ様との咄にて、必死（斬奸）指し支へ居り候ふ処、南八子周旋にて、金もどふか出来に相成るべく、タフカン日限も愈よ十五日と相決し、^{十日迄}国元よりも人を送り呉れ候

と、訥庵が、金も出せないのだから斬奸を思い止まるよう述べたことが窺われる文章が存する。

右の推測を裏付けるものが、訥庵が十二月二十一日に教中へ宛てた書翰の文言である。この時には、十二月十五日の倒奸は延期になっており、訥庵の手元には教中からの五十兩が江戸店の番頭源兵衛を介して届けられていたのだが、兵介・南八・淡雲（得能淡雲）・藤四（横田藤四郎）の四人からこれまでの諸経費をも含めて三十兩以上与えるように要求してきた。そこで訥庵は、

拙生手元も、過日のシツポ（未償の貸金）今に遣り居り候ふ事、多々これ有り、^ともサワ（三十兩）の上ハ卷文も融通出来兼ね候ふ故、足りても足らずともサワにて是非相済ませ申すべし。若しそれが不承知ならば、^{よんじゅう}抛なき事故、止メに致し候へと申し切り候て、四人の者共、甚だ窮し居り候。

と、これ以上は出せないから、斬奸を中止せよ、と勧告している。これはハツタリでも何でもなく、訥庵としては、我が身に嫌疑がかかる恐れのある計画を止めたくなってきた節も存したのである。

だから、教中が、斬奸と同時に、一方の同志が会津藩邸へ駈け込んで、攘夷の盟主となるよう訴え出る、という策を提案したところ（教中、十二月十九日付、訥庵宛書翰）、訥庵は厳にこれに反対したが、それは、

壹人たりとも欠け込み候ひて、若し拷問杯二遇ひ候ハバ、拙名等を泄し候ふ^ふ思も出来申すべし。（十二月二十五日

付、教中宛書翰)

と、生き残った志士の口から訥庵の名が洩れることを恐れたからである。

そのように訥庵としては、最後の最後まで名が出ることを恐れているのであるが、しかし、この頃になると身辺に迫る監視の眼を感じたからか、

此の度の一挙(斬奸)は、拙生、謀主にもこれ無く、只だ彼らが志を助けて力を尽し候ふ訳にて、全く天命の試処と存じ候。是程二苦心致し、助け遣し候ひて、仕損ひ候ふ様の事ナレバ、最早、天命も挽回致し難き筋故、連累二及び候ふ様ニ相成りても夫迄それまでの事かと存じ候。去りながら其の節、徒然として死二就き候ひては遺憾故、過日も御頼み申し置き候ふ通り、黄白の力を振り候ふ二限り申し候。黄物さへこれ有り候へバ、生路疑ひ無き事故、其の段は猶ほ能く御含み置き下さるべく候。手続杯の事ハ荊婦へ嘯し置き申すべく候。(十二月二十五日付、教中宛書翰)と自分が捕縛されてから後の善後策までも示唆するようになっていた。

以上のように眺めてみると、訥庵は、坂下門外の変の平山兵介等と密接なる交渉を持ち、主に資金面において彼らを援助したことが明らかになる。だから、黒川備中守から坂下事件の事を吟味されて、「正望の事は夢にも存じ申さず」と全く無関係であるかのように辯明したのは、辯明の性質上、致し方ないことではあったが、実状とは懸隔しているのであった。ただし、坂下事件の七士の内、実際に面識があったのは平山兵介と河野頭三だけで、あとの黒沢五郎・小田彦次郎・高島総次郎・河辺左治右衛門(ともに水戸浪士)と川本杜太郎(越後の人)とは面会したことも無かった、という辯明は、これは真実のようである。

もう一つ、彼らが事変の際に懐中していた斬奸趣意書は、筆の立つ訥庵の手が入っていると大分疑われたのであったが、これまた訥庵が辯明するように彼が撰じたものではなかった。その撰者は、寺田著書の二一頁に「斬奸趣意書の

作者は諸説紛々として決する由もないが」といわれるように、まだ不明であるようだが、水戸藩士であった内藤耻叟は、岡千仞著『尊攘紀事』卷三「安藤対州代三井伊氏」のこの事件の条に、「内藤曰く、此ノ筆（斬奸趣意書）、原仲寧の手二成ル」と暴露している。原市之進ならば、学識が深く、訥庵書簡や寺田著書所引『住谷日記』（一九六頁）等にも名が見えて、坂下事件の水戸における黒幕であった可能性が大いに存する。原伍雲軒は、現在に至るまで、訥庵の蔭に隠れて、斬奸趣意書の撰者としての名をなかなか現わさないのである。

七 大原重徳卿の出獄援助

訥庵の獄中の様子や、門人たちの雪冤運動などの概略は、寺田著書に譲って、県信緝が救使従三位大原重徳しげとくに拝謁するを許されて、訥庵赦免の歎願を行った経緯だけを、信緝の文久二年七月四日付、訥庵宛書翰を訳する形で、詳しく述べておこう。それには、小説のように具体的に、その時のありさまが述べられているからである。大原重徳は、幕府に一橋慶喜・松平慶永登用、五大老の設置等、三事の幕政改革を迫る勅使として、その年の六月から江戸に滞在していた。信緝は、薩摩の島津久光に随って江戸に上った堀小太郎（後の伊知地貞鑿さだか）を介して、山科兵部（吉井友実。薩摩藩士。大原重徳の従士として江戸に来った）に書翰を渡し、兵部が重徳卿に周旋して、信緝を卿に拝謁させるのである。

夜五ツ頃（午後八時頃）になって、

「拝謁を申しつけるので、参るようには」

とのことなので、山科に従って参上した。

卿は、ただ袴ばかりを着けておられて、

「これへ」

と、お命じになる。が、声が低いので、何の事か分らず、そのまま控えていた。

「これへ、これへ」

と、手を挙げてお招きになるので、お膝元まで進み出た。

「このたびは順蔵（訥庵）の一堂、甚だ形勢宜しからず、さぞ心配な事であろう。委細に事情を申せ」ということだったので、事情を詳しく申し述べた。卿は言う。

「一橋を奉じて挙兵するという事の実情は、どうだったのか」

「これは、やり方は不届きな物でございますが、実は幕府のためにする事でございます」

「それは、奸吏をその兵でもって誅する、という意図であつたのか」

「その意図がどうでありましたかは、私は存じません。ただただ攘夷のためばかりに挙兵の事に及んだのでありましよう、と考えます」

と申し上げて、

「最初に日光宮の件、次に三樹遺屍収葬の件」

と、最初に供述書になる時に訥庵先生が御説明なされた、御書翰の逮捕事由の所だけを列挙して、

「このような事由でございます」

と申し上げた。

さらにまた岡田真吾の供述書の事を申し上げたところ、いかにも御不快なように拜見した。

「何にしても、これらの志ある者たちを殺戮致しては、主上が兼ねてから御心配なされていらっしゃる者たちであるか

ら、そのまま殺させるといふ事は、できかねるぞ。さりながら、ここに一つ、こちらにとっては厄介な事がある。それは、このたびの勅(ちく)の件は、幕府にとつては不愉快な事どもばかりで、ようやく説得して内定には致したのであるが、幕府はまだ実行していないほどで、始めからこちらに對して不満であるように見受けられる。そこに順藏の件をこうせよ、あせよと文句をつけるならば、『勅使が罪科のお調べなどするのは、余計なお世話だ。また、そうした事件を知らない筈であるのに、口出しなさるのは、誰やらが内訴したのであろう』といふことで、穿鑿がなされよう。その時に、『そちらから聞いた』とも言えないし、そちも『内訴した』とは言えないことであろう。かように不満を抱いておる老中に、氣に入らない事を突きつけるならば、ます／＼老中の怒りをつのらせて、折角内定した大事が破約になってしまう、という害には測り難いものがある。右の大事の成否に関わるような事になつては、順藏の一件は比較すれば小さな事であるから、大に小は代え難い。かような事情であるから、必ず引き受けて流・斬の二罪にはさせぬと、その方の願う通りには参らぬかも知れぬぞ」

「恐れ入り奉ります御事でございます。『国家の重大案件に関わります御事に引きかえまして、順藏の件の方を御処置下されますように』とは、どうあつても申し上げかねますが、何とぞ妙策のほど願ひ奉ります」

「我は物事を即座に決するといふことは、生来、不得手であつて、暫くの間考えていて、また夜中などに目を覚まし、腹部をさすりおろしなどして、篤と氣を落ちつけて考えると、その時に思案が決まるじやて」

「はは、何分にも今夜、御熟考のほど願ひ申しあげます」

「そうじゃな」

と、茶などをお飲みなされ、私にも茶を下されて、

「さて、老中の氣にもさわらず、内訴を聞いたのだ、とも言われぬようにして、救う妙案は無いか」

「恐れながら、かようになされなば、宜しいであります。それは、公と薩摩とは、この頃は特別な間柄であります。されば、拙者は薩摩の堀（小太郎）と懇意でありまして、『信緝から順蔵たちが寛大に扱われるようにと、師弟の情義に耐えられないのか、たびたびうるさい程に申して来て、困っております』と、堀が公に訴えたことにし、その時に公は、『この志ある輩は、朝廷にとつては忠義の士であつて、天慮にも深く歎き思しめし、助命の事を御話があつた。幕閣も、よくこの天意を遵奉して、裁許なされよ』と述べたまうか、または、『流・斬に処す、という事が聞こえてきたが、堀・山科の二人に命じて、幕閣に心得のために申し置させろ』というように、『どうしても幕政の失体になるぞ』と言わせなされる事も宜しいでしょうか。また、『脇坂（中務大輔安宅おり）は、（桜田門事件の）水戸浪士を処刑した時、あつたら士を殺した事よ。我ならば、そうはせぬ、と言つた、と堀から聞いた。されば、斬罪にするのは、幕閣の本意でもないだろう、されば、勅旨である、殺してはならぬ』と公が命ぜられれば、幕閣も、公の推量とは異つて、意外にも喜んで、『俗吏に諭すのに良い手掛りとなる』と言わないでもありません」

公は手を打つて、

「脇坂がそのように言つた、という事は、余も堀から聞いた事がある。なるほど、それが良いかの」

「いかにも、宜しく願ひ奉ります」

「なお篤と考えてみよう」

その後、和歌の話題などになつたが、最後に、

「そちは南八郎（むくのきりそむ）椋木潜。訥庵の『政権恢復秘策』を、文久元年九月、朝廷にひそかに献じた）を知つておるか」と言われた。

「古くからの知己で、このたび亡命した折には、私の家から出かけました」

「奇妙な縁もあるものだ。その後は便りが無いか」

「一向に聞えませぬ」

「この間も、岩倉（貝視）の所へ、『南が尋ねて参るかも知れぬ。参ったならば、薩摩藩邸の内にぶっこんで置け』と云ってやった」

などと、そのほかに様々の話があつてから、御前を退出した。

山科が、当初控えていた部屋に案内して、

「さて、公の御意見はどうであつたか」

と尋ねるので、右のように答えた。

「公の優柔不断は、さてさて苦々しき事かな。この間も二度まで、この事は説得しておいたのに、まだそのような状態であるのは、困つたものだ。こうなつたからには、今夜、ただちに決定させよう。それでも決定しなければ、明朝、堀を呼んで、同座させて決定しよう。それでも決定しなければ、公の一族にも意見のある人がいる。御案じなされるな」と、威ただけだかになり、慷慨の情が顔に表われ、頼もしく覺えた。

「何にせよ、早決を頼み入れます」

と云つて退出し、家に歸つた時には真夜中になつていた。

大橋巻子の『夢路の日記』七月七日に、「いとやむ事なき御あたりのひかりにあたり侍りてと、あやしき風の便りにうけ玉はる」とあるのは、右のような大原卿への歎願が効を奏した事をいうのであろう。その外にも間瀬忠三・山田方谷らの尽力が与つたからなのか、七月七日に、戸田藩に対して訥庵の身柄が引き渡された。

しかし訥庵は、八日より、心臓のあたりに疼痛があり、腹中には熱氣強く、夜に入つてからはシャツクリが続出、次

第に衰弱し、文久二年七月十二日早朝、「ねむるが如く」(卷子、七月十五日、母宛書翰)に息を引き取った。享年四十七。『官武通紀』三、第七、探索書には、

右出牢は大原殿より脇坂侯へ御掛合にて、脇坂侯より御町奉行黒川備中守殿へ御達し罷り成り候ふ故、順藏病氣願も直様御取請とらうりに相成り、出牢罷り成り候ふ由。然るに七日出牢の節、町奉行所にて手当致し候ふ時、黒川備中守殿より暑氣払いの菓遣はされ候ふ処、翌八日より煩悶、九日に絶命に及び候。よって右暑氣甚だ怪しむべしと申す事に御座候。

という、当時の噂を伝えている。出牢の経緯が前引県信緝書簡の内容と一致しているから、この噂はかなり事実を歪曲せずに伝えている、と思うのであるが、さすれば、南町奉行によって毒殺された、という事も、全くの虚説とも思われぬ。

本論は、在来の、訥庵を偉人として伝える見方に対して、訥庵も弱みや矛盾を抱えた、一箇の普通人である、という観点から、訥庵逮捕の一件を論じてきた。そうした論を締め括るに適切な訥庵評として、訥庵と同様に陽明学を修めた儒者であり、尊王攘夷に活躍して、安政の大獄に座した事もある春日潜庵の言葉を楠本碩水の『碩水先生余稿』二から引いておこう。

潜庵曰ク、訥庵、言有リテ行無シ。王(陽明)ヲ出デテ朱(熹)ニ入ル所以ナリ。王ヲ出デテ朱ニ入ルハ、訥庵ノ善ク変ズル処、然レドモ有言無行ノ譏とがハ、則チ免ルル能ハズ。(原漢文)

有言不実行にして、善く変ず、という評語は、

万延元年正月晦日、訥庵、川田氏ノ寡婦及ビ竹露女史ト、猿若町ニ遊ビテ戯劇ヲ観ル。二女ハ皆、一斎師ノ女ナリ。師没シテ未ダ五月ナラズ。亦夕書ヲ贈リテ之ヲ論ズ。訥庵、書ヲ復シテ之ヲ謝ス。亦夕家ニ蔵ス。〔碩水先生余稿〕

二。(原漢文)

というエピソードにも適用できるかも知れない。謹厳実直に礼を遵守する道学者に言わせれば、訥庵の行為は、道を守らぬものに当る、と思えるからである。訥庵としては、父を亡くして元気が無い二人の女むすめを慰める積りであったのかも知れないのだが。

注

(1) この出立ちは、訥庵の同門楠本碩水が、「訥庵ハ宇都宮藩ノ士籍ニ在リト雖モ、実ハ則チ処士ナリ。而シテ三齋羽織ヲ穿、自在袴ヲ着ケ、陣太刀ヲ佩ビ、儼然タル一士人ナリ。」(「碩水先生余稿」二)と云うのと一致する。

(2) 以上の記述は、森退蔵、文久二年四月、楠本準平宛書翰に基く。退蔵は訥庵門人で平戸藩士。後に藩主から針浦の姓を与えられ、昭和五年まで生存。この書翰は、宮田宗九郎が、逮捕の翌日、塾において語ったことを筆記したもの。(寺田剛著『大橋訥庵先生伝』昭和十一年十一月、至文堂発行、二一四頁所収)。

(3) 大橋卷子『夢路の日記』(平泉藩共編『大橋訥庵先生全集』(昭和十八年七月、至文堂発行)下巻)。

(4) 『夢路の日記』。

(5) 森退蔵書翰。

(6) 『夢路の日記』。

(7) 『大橋訥庵先生伝』二一八頁。

(8) 訥庵、三月十七日付、卷子夫人・下野真岡佐野屋福田常兵衛清文宛書翰に見える姓名。

(9) 『大橋訥庵先生全集』上巻四三二頁。

(10) 高橋多一郎・庄左衛門父子の伝は、流芳会編輯『水戸烈士伝』(大正元年、吉川弘文館発行)上編七に詳しい。

(11) 「是ハ二宮ノ手紙ヲ宅カラ捜シ出して、此度口書ニ書加ヘタルナリ」(注9「県信緝宛書簡」)。

(12) 『全集』上巻所収。

(13) 「是ハ皇妹ヲ枢機トシテ、戎狄通交ノ利アルコトヲ主上ノ叡衷ニ勸メ込ミテ、赦許ヲ要求スルノ策略ナルベク、ソレモ万一叶ハズシテ、天意ノ動カシ難キ時ハ、窃カニ讓位ヲ誘ヒ參ラセテ、皇妹ヲ以テ女帝トスルカ、又ハ幼皇子ヲ位ニ即ケテ幕府ノ威權ヲ逞フシ、擅ニ夷狄ト通ジテ国体ヲ変ゼントスル策ナルベケレバ、……是亦皇女ヲ申シ下シテ、人質ヲ取タル上ハ、夷狄ノ兵ヲ

飯り用ヒテ、天朝ヲ脅ヤカシ、貿易免許ノ詔敕ヲ強テ要求シオタセテ、ソヲモテ公武御同意ト云フコトヲ、海内ニ示ス謀計ニテ、奸譎ノ罪ノ夥シキコト」(「政權恢復秘策」)。

(14) 注9 県信緝宛書翰。

(15) 以下、『江木鰐水日記』安政六年十月の記事(原漢文)を訳する形で述べる。原文の一部を掲げると、次の通り。

七日、早起赴上邸、與石川子從一奴、入神田橋、渡龍口、隔水見評定所光影、門外奴僕雜遑、藩邸奴被毆老衣者休憩、獄事未決也、往吳服橋外柳屋假樓、小休、馳奴到評定所門外入候伺、命以囚人出門、急歸以報、武田小藤太私合其事、蓋以爲三樹子止于追放、若輕乃爲押込、押込・追放皆於吳服橋外、故到於此而待也、四ッ過、奴馳歸、自橋上搖手、余等急下樓、奴曰、三樹先生出於常盤橋外、三轎如飛而行、乃爲遠島、急走赴之、既過、乃追到大傳馬町牢屋敷、衆人行立偶語、三轎既入門久矣、伺之、寂然無影、與石川子相謂曰、若其遠島亦可相見、暫歸柳茶店、待邸吏之報而已、住牢屋前町人小戸之人曰、前時三轎飛來者入牢、如何處置、曰、寄探以十手護肩輿之左右、飛奔而來者皆斬之也、(飛奔來者何也、今日之死囚皆武士、輿中自殺、或人掠奪不可知、故飛奔而來、々乃斬之)、三轎之囚既處斬也、聞之驚駭、不能爲情、猶以爲遠島、前日間、遠島有三人、三人之數符於所聞、又還柳店喫飯、

(16) その原文は次の通り。

十五日、訪大橋恂（小橋）于黑陀川東小梅村、小倉庵東、循水而上野水、小橋渡之得門、家道富祐、家室殊美、床并列和砲、此人有關邪抄說著、惡外夷如讎、是誠可嘉、然不取銃砲、則似矯枉過直、出酒權對、此人經義家、今日過訪亦爲此也、而坐有人、不能縱談、有所問亦不能答、欲他日再訪、庶幾盡其細底也、

(17) 『大橋訥庵先生全集』中卷、文集五十九頁所収。

(18) その原文は左の通り。

復二佐佐吉甫一書安政六年

昨接二手教一、縷縷忠告、足レ見二足下不レ苟二一事一矣。近日僕之欲レ収二三樹遺屍一。非レ因二江木生囑一也。僕惻隱之情所致也。足下蓋誤聞。以爲二江木生囑一。故云云耳。來諭又謂。三樹學雜而識淺。有レ損二于此道一。而無レ益二于天下後世一。豈有レ關二于名教一哉。而今有此舉者。或爲二江木生所欺一。其然、豈其然。夫三樹者一介書生。其學其識不足レ論者。僕雖二至愚一。亦明知レ之。豈謂二其所爲有關二于名教一哉。然而僕今圖二此舉一者。聊有レ說也。蓋三樹者雖二一介書生不足レ論。非レ賴山陽之子乎。山陽者雖二雜霸之儒。無レ交二涉於聖學一。非二平安一時之名家一乎。而使二三樹遺屍一。委二狐狸食レ之。蠅蚋吸レ之。僕非レ獨爲二三樹不レ忍一。竊爲二山陽不レ

忍也。雖然三樹果爲不軌亂民乎。雖其人識字講學如大鹽平八。僕固不欲取其屍也。果非不軌之亂民乎。雖乞丐流氓之屍。僕將急急出力以瘞之。況於一介書生乎。況名家之子乎。此僕之所以惻然動情也耳。況一日三人遭刑。而其二則爲姻族所葬。獨三樹無收之者。爲狐狸所噬嚼。是豈仁人君子之所忍聞乎哉。況乎前日遭刑者。其心術未可的知。而其間憤夷狄跋扈神州陸沈。以犯諱忌者。亦必有之。僕聞。山陽爲人慷慨。每言及延元南狩之事。未嘗不流涕。然則三樹之觸刑網。亦安知非出於憤夷狄跋扈。神州陸沈之過哉。此又僕之所以惻然動情也耳。但僕之於山陽。非有師弟之契。於三樹。非有朋友之誼。故欲使江木生任其事。而生柔情遂巡不果。僕於此乎不得不捐資以處之也。是故僕之圖此舉。非爲名也。非徼利也。不過達不忍之情。則未始表褻賤名。竊使醫生某者代當其事。必無觸嫌忌罹禍患之理。僕雖學問迂疏。聞明哲保身之說久矣。豈敢漫然買禍患。以爲江木生所瞞哉。足下幸勿爲念。嗚呼人之所見。或有不得遽歸之於一路者。足下視僕之舉。而僕不肯驟然改轍者。洵有所不得已耳。第足下之言。蓋出於忠厚之意。則不可不鳴謝。是僕之所下以傾瀉鄙衷。分疏緣由也。足下幸諒照焉。小春大橋順拜。(下野烈士傳)

(19) この文久元年十月末日には、「昨日は尾高の兄新五郎と申者出府致来候故、段々談候処、長七郎よりは沈著致居候て、少々略も有之、頼母敷人物ニ御坐候。乍去、當時、一家之主人にて祖父母と老母など有之、長七郎とハ違候故、只今即刻駆付候人数ニハ加り兼候趣、申候。それも尤の事故、跡幕の処を申聞候て、今朝発足帰郷仕候」(訥庵、十一月一日付、菊地教中宛書翰)と、尾高藍香も訥庵塾に来っている。

(20) 磯野貞績。武蔵国北葛飾郡桜井村深輪関口氏の新宅に在り。河野頭三が嘉永七年(安政元年)、十七歳にして兄頭二と江戸に上った時に、彼に医を学んだ。(芳賀勤皇志士伝) 昭和十五年、芳賀郡教育会。「甲田頭三伝」。

(21) たとえば、現在行われている日本歴史学会編『明治維新人名辞典』(昭和五十六年、吉川弘文館)でも、大橋訥庵を斬奸趣意書の起草者としている(二〇六頁)。

(22) 訥庵の文久二年六月二十五日付、県信緝宛書翰の、逮捕事由を列挙した部分について言う。
(23) 一橋慶喜・松平慶永の登用、五大老の設置等、三事の幕政改革を迫る勅をいう。

平成十七年一月

(とくだ・たけし 法学部教授)